



## 貸与条件

- 1 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 貸与物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
  - (3) 貸与物品を、学習活動以外に使用すること。
  - (4) 貸与物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
  - (5) 学校長が、別に定める学習者用タブレット端末等利用規約等に反する行為を行うこと。
  - (6) その他徳島市学習者用タブレット端末等貸与規程の目的及び貸与決定書に記載される遵守事項に反すること。
- 3 利用者は、学校長から貸与物品の管理運用に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 学習者用タブレット端末の充電に係る経費は、利用者の負担とする。
- 5 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を学校長に提出しなければならない。
- 6 利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を亡失したり損傷を及ぼしたりした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
- 7 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
- 8 市又は市立学校は、市又は市立学校が意図しない貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 9 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合は、貸与決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は学校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
- 10 利用者は、学校長が定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 11 貸与期間中であっても、市又は市立学校の管理運営において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
- 12 利用者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 13 利用者の親権者又は未成年後見人は、貸与規程に基づき、利用者が負担する一切の債務について連帯して保証することとする。
- 14 その他、学習者用タブレット端末等の利用に際しては、徳島市及び市立学校の指示に従うものとする。